

NSK
サプライヤー CSR ガイドライン

2016 年 3 月
日本精工株式会社

はじめに

企業が持続的に成長していくためには、社会的責任を意識し応えていくことが不可欠です。NSKでは、「安全・品質・コンプライアンス」を優先課題と位置付け、経営を支える基盤を強固にしながら、社会の期待に積極的に応えていくことをめざして取り組みを進めております。

そのため、役員・従業員が遵守すべき事項を「NSK 企業倫理規則」に定めるとともに、教育や啓発などの研修活動を通じて周知・徹底し意識向上を図り、安全な製品の提供、環境問題への対応、人権・労働問題への配慮など、社会からの期待にしっかりと応えていけるよう取り組んでいます。

また、サプライヤーの皆さまと認識を共有しながら、歩調を合わせて取り組んでいくことが重要と考え、2010年に「NSK サプライヤーCSRガイドライン」を発行し、活動の実践をお願いしてまいりました。

昨今、米国では紛争鉱物に関する情報開示が求められ、さらに英国で現代奴隷法が制定されるなど、企業は、自社内のみならず、調達活動を通じて、グローバルに広がるサプライチェーン全体について、労働者の人権尊重に取り組み、情報を開示していくことが求められるようになってきました。

これらグローバル社会の要請を受け、このたび「NSK サプライヤーCSRガイドライン」の内容の一部を改定し、第3版といたしました。

サプライヤーの皆様におかれましては、主旨をご理解いただき、ガイドラインに沿って、いっそうの活動推進をお願い申し上げます。

日本精工株式会社

取締役 執行役常務 調達本部長

新井 稔

目次

1	サプライヤーの皆様に取り組んでいただきたい内容	2
1.1	コンプライアンス	2
1.1.1	法令や企業倫理を遵守するための仕組みづくり	
1.1.2	競争法の遵守	
1.1.3	汚職・賄賂の禁止	
1.1.4	不適切な利益の供与及び受領の禁止	
1.1.5	輸出関連法規の遵守	
1.1.6	知的財産の保護	
1.1.7	機密情報・個人情報保護	
1.1.8	安全で高品質な製品・サービスの提供	
1.2	人権・労働	3
1.2.1	差別の撤廃	
1.2.2	人権の尊重	
1.2.3	児童労働の禁止	
1.2.4	強制労働の禁止	
1.2.5	労働時間の管理	
1.2.6	適切な賃金及び福利厚生	
1.2.7	人材の育成	
1.2.8	安全・健康な職場づくり	
1.2.9	従業員とのオープンコミュニケーション	
1.3	環境	4
1.3.1	環境マネジメントシステムの構築と運用	
1.3.2	環境関連の法令遵守と行政手続きの実行	
1.3.3	環境汚染の防止	
1.3.4	地球温暖化対策の推進	
1.3.5	省資源対策の推進	
1.3.6	生物多様性の保全	
1.4	地域社会	5
1.4.1	責任ある調達	
1.4.2	地域への貢献	
1.5	リスク	6
1.5.1	リスクの低減	
1.5.2	事業継続計画 (=BCP : Business Continuity Plan) の策定と改善	
1.6	情報開示	6
1.7	皆様のサプライヤーへの展開	6
2	取り組み状況の確認	6
3	情報の取り扱い	6
4	添付資料	7
5	参照	7
6	改定	7
7	お問い合わせ	7

1 サプライヤーの皆様に取り組んでいただきたい内容

社会からの期待や顧客の要求事項に応じていくため、サプライヤーの皆様と NSK が認識を共有し、遵守していくべき事項を以下にまとめました。

(下線を付記した部分が、第2版からの変更箇所です)

1.1 コンプライアンス

1.1.1 法令や企業倫理を遵守するための仕組みづくり

事業に関係する国・地域の法令や企業倫理の遵守を役員・従業員に徹底するため、経営層による自社グループへの方針表明、行動指針やマニュアルの策定・展開、従業員が処遇において不利益を被る等の報復を受けることなく通報できる制度づくり、役員・従業員への教育などを実施する。

1.1.2 競争法の遵守

事業に関係する国・地域の競争法(独占禁止法)を遵守し、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法(優越的地位の濫用等)等を行わない。

1.1.3 汚職・賄賂の禁止

政治献金や寄付等を行う場合は、関係する国・地域の法令に従って実施し、政治・行政や公的機関と透明かつ公正な関係づくりに努める。

1.1.4 不適切な利益の供与及び受領の禁止

不適切な利益や不適切な優遇措置の取得や維持を目的に、顧客やサプライヤー、その他ビジネスパートナーと、接待・贈答・金銭等の授受は行わない。また社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える勢力や団体に、不適切な利益供与は行わない。

1.1.5 輸出関連法規の遵守

輸出取引に関する部品・製品・技術・設備・ソフトウェアなどの物品等について、これらが国際法や関係する国・地域の法令で規制される品目かどうかを確認の上、輸出手続きや該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。

1.1.6 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権が第三者に侵害されないように十分な注意を払う。また、第三者の知的財産の不正な入手、不正な使用及びソフトウェア、書籍の不正なコピー等を行わない。

1.1.7 機密情報・個人情報の保護

機密情報及び個人情報を適切に扱い、漏洩を起こさぬよう、管理の仕組みを構築し運営する。

自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手するとともに、利用範囲やその他の条件を確認し、その範囲内で使用し、機密を保持し他社の権利を侵害しない。また、個人情報は正当な方法で入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し適正な範囲で使用し保護する。

1.1.8 安全で高品質な製品・サービスの提供

関係する国・地域の法令に定められる安全基準及び顧客の品質基準を満たした製品・サービスのみを提供する。また、全ての製品・サービスの品質保証及びその維持・向上を継続的に行うため、品質管理の仕組みを構築し運用する。

社会的な期待や顧客・消費者のニーズに応えるため、安全・品質・価格・納期・環境等を考慮し、製品・サービスの開発や改善に努める。

1.2 人権・労働

1.2.1 差別の撤廃

あらゆる雇用や処遇(応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等)において、事業に関係する国・地域の法令で保護される個性(人種、身体的な特徴、信条、性別、社会的身分、門地、民族、国籍、年齢、婚姻、障害等)を理由とした差別を行わない。

1.2.2 人権の尊重

セクハラ(性的嫌がらせ)、パワハラ(上位の立場の者による、暴言による嫌がらせや威圧行為)、虐待、体罰など、職場において非人道的な扱いを認めない。

1.2.3 児童労働の禁止

雇用時に就労可能年齢に達していることを確認する等により、全ての業務で児童労働を排除する。また18才未満の若年者(若年労働者)を、健全な発達を損なうような危険有害業務に従事させない。

就労可能年齢は、15才または事業を行う国・地域の法令による就労最低年齢または義務教育終了年齢のいずれか最高のもとする。但し、職業訓練や見習いについては、法令が認める範囲に限り就労を可能とする。

1.2.4 強制労働の禁止

事業を行う国・地域の法令に従い、従業員を合法的に雇用しなければならない。

拘束労働、債務労働、囚人労働、奴隷や人身売買による労働等を禁止する。全ての労働は自主的なものとし、従業員が自由に離職または雇用関係を終了できることを保証

する。雇用の条件として、パスポートや公的な身分証明書、労働許可証、移民申請書の引渡しを要求しない。

1.2.5 労働時間の管理

従業員の労働時間(超過勤務時間を含む)は、事業を行う国・地域の法令が定める限度を超えてはならない。法令が定める休日や年次有給休暇の権利を付与する。

1.2.6 適切な賃金及び福利厚生

事業を行う国・地域の、最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する法令を遵守し、従業員に給与を支払う。また、法令で義務づけられた福利厚生を提供する。

1.2.7 人材の育成

業務に必要な知識、技術、技能の習得や、適用される法令および顧客要求の遵守のため、従業員を対象にした教育・訓練のプログラムを整備する。

1.2.8 安全・健康な職場づくり

誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。健康増進活動や疾病予防のための指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

1.2.9 従業員とのオープンコミュニケーション

従業員または従業員の代表が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれず直接コミュニケーションできる権利を保障する。

事業環境や経営状況・課題などの情報を共有するとともに、職場環境や労働条件などに関して対話し協議する。

1.3 環境

1.3.1 環境マネジメントシステムの構築と運用

幅広い環境保全活動を推進するための体制を整備し、自らの目標を定め、その目標の達成に向けた活動を実行する。

1.3.2 環境関連の法令遵守と行政手続きの実行

自社の活動に係る法令、地域や顧客からの要求事項等を明確にし、必要な対応を図る。また、常に最新版の情報を入手し適切に対応する。

必要な許認可の取得、届出、報告、責任者や担当者の選任などの行政手続きを実行する。

1.3.3 環境汚染の防止

人の健康や生態系に影響を与える、または与えうる化学物質を特定し、安全な方法で管理する。またその削減に努める。

環境汚染事故を発生させる可能性がある事象を明確にし、その未然防止に努める。また、事故が発生した場合を想定し、その影響を緩和するために必要な準備を行う。

廃棄物を適正な方法で安全に処理し、生活環境や自然環境の保全に努める。

1.3.4 地球温暖化対策の推進

開発、生産、物流、オフィスなど、事業活動全般において省エネルギーに努める。

省エネルギーに貢献する製品の開発と普及に努める。

1.3.5 省資源対策の推進

開発、生産、物流、オフィスなど、事業活動全般において使用する水やその他資源の節約に努める。

小型化、軽量化、長寿命化、梱包・包装の簡略化など、省資源に貢献する製品の開発と普及に努める。

廃棄物等の 3R (Reduce、Reuse、Recycle) を推進する。

1.3.6 生物多様性の保全

自社の事業活動及び顧客への製品・サービスの提供、サプライヤーからの部品・原材料、サービスの調達による生物多様性との関わりを把握し、生物多様性を保全するための活動実施に努める。

本ガイドラインの他、「NSKグループ グリーン調達基準書」により取り組みを依頼することがあります。あわせてご対応をお願いします。

1.4 地域社会

1.4.1 責任ある調達

鉱物資源や天然資源、原材料等の調達において、地域紛争や人権侵害、環境破壊など、地域社会に深刻な悪影響を及ぼす組織と、直接または間接的に関係することがないよう配慮する。関与の事実が判明した場合は、回避のための対策を行う。

特に、コンゴ民主共和国とその周辺国において、人権侵害を行う反社会的武装勢力への資金や利益供与につながる鉱物、即ち紛争鉱物*1を、製品に使用しないようにする。調査*2より紛争鉱物の使用が懸念される場合は、該当する部品や原材料等の使用回避に向けた施策を行う。

*1 コンゴ民主共和国及びその周辺国から産出される4種類の鉱物(タンタル、錫、タングステン、金)で、かつ、同地域の武装勢力の活動資金源となっているもの。

*2 NSKグループの事業所より、紛争鉱物の使用状況を確認するための調査とその結果の情報提供を依頼することがあります。

1.4.2 地域への貢献

地域社会の発展に向け、各地域が抱える社会的課題を把握し、地域社会と協力しながら、課題の解決につながる事業活動や社会貢献活動の実施に努める。

1.5 リスク

1.5.1 リスクの低減

地震、風水害や火災、労災等の事故、製品や事業活動における法令違反など、自社の事業活動に影響を与えるリスクを評価し、リスクを低減するための対策に努める。

また、皆様のサプライヤーのリスクを把握し低減のために必要な対策を推進する。

1.5.2 事業継続計画(=BCP:Business Continuity Plan)の策定と改善

BCP を策定し、災害等の発生時に重要業務や事業が中断しない、中断しても早期に再開できるように必要な準備を行う。また、定期的に訓練などを実施しBCPの見直しを行う。

災害等の発生時に、中断が長期化することが想定される場合は、予め、代替生産先や在庫の確保等を行う。また、被災状況の把握・伝達ができるよう、連絡体制の整備、手段の確保、連絡手順の取り決めなどを行う。

1.6 情報開示

関係する法令やステークホルダーの要求に対応し、経営、財務に関する事業情報、製品の取扱いや安全、品質、化学物質等の製品やサービスに関する情報、社会面、環境面の活動に関する情報などを、適時・適切に開示する。

法令違反による罰則の適用や行政機関からの命令を受けた場合は、取引関係にある当社事業所に速やかに連絡する。

1.7 皆様のサプライヤーへの展開

サプライチェーン全体に取り組みを進展させていくため、皆様のサプライヤーに対しても、本ガイドラインに記載する内容と同様の取り組みの実施を要請する。

2 取り組み状況の確認

サプライヤーの皆様の取り組み状況や紛争鉱物の使用状況を把握するため、情報提供を依頼することがあります。また、NSK の担当者が皆様の事業所を訪問しての確認をお願いすることがあります。

3 情報の取り扱い

当社が入手したサプライヤーの皆様の会社情報及び個人情報、無断で当社グループ外部に提供することはありません。ただし、紛争鉱物の使用状況に関する情報は、当社グループの顧客に提供することがあります。

4 添付資料

資料1: サプライヤーCSRガイドライン取組度診断シート

5 参照

本ガイドラインは、制定・改定にあたり下記を参照しています。

- ・ 日本精工株式会社
「NSK 企業倫理規則」「NSK コンプライアンスガイドブック 2015」
- ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会
「企業行動憲章」「企業行動憲章実行の手引き」
- ・ 一般社団法人 日本自動車部品工業会 「CSR ガイドブック」
- ・ 一般社団法人 電子情報技術産業協会
「サプライチェーン CSR 推進ガイドブック」
- ・ 電子業界 CSR アライアンス (EICC) 「行動規範」
- ・ 米国 金融規制改革法 第 1502 条
- ・ 英国 現代奴隷法 2015

6 改定

本ガイドラインの内容は、顧客の要請や社会的状況の変化などにより、事前の通知なしに改定することがあります。

改定履歴

版	区分	改定内容	年月日	起案部署
第1版	制定	新規制定	2010年8月25日	調達本部、IR・CSR室
第2版	変更	1.5.2 事業継続計画の内容変更	2013年9月02日	調達本部、危機管理推進室、IR・CSR室
	変更	1.1.9 情報の開示を1.6へ	2013年9月02日	調達本部、IR・CSR室
	追加	1.3.6 生物多様性の保全 を追加	2013年9月02日	調達本部、総合環境部、IR・CSR室
	追加	1.4 地域社会 を追加	2013年9月02日	調達本部、IR・CSR室
第3版	追加	1.2.1 差別の撤廃の個性の内容を追記	2016年3月02日	調達本部、IR・CSR室
	変更	1.2.4 強制労働の禁止の内容変更	2016年3月02日	調達本部、IR・CSR室
	追加	1.2.6 福利厚生を提供を追記	2016年3月02日	調達本部、IR・CSR室
	変更	1.2.7 人材育成の内容変更	2016年3月02日	調達本部、IR・CSR室
	変更	1.4.1 責任ある調達へ変更	2016年3月02日	調達本部、IR・CSR室
	追加	5 参照を追加	2016年3月02日	調達本部、IR・CSR室

7 お問い合わせ

不明点等は、本ガイドライン配布元の NSK 事業所及び下記までご連絡ください。

日本精工株式会社 調達本部

TEL 03-3779-7190

FAX 03-3779-7445

E-mail choutatsu@nsk.com



再興でくらしやすい地球のために

© 日本精工株式会社